

令和4年度 自己啓発等補助事業申請書

<あて先>

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長

(郵送先・事業所所在地)

420-0837

静岡市葵区日出町2-1

田中産商第一生命ビル7F

054-251-2318

申請日	令和 年 月 日								
会員番号									
事業所名									
会員氏名 (自署)	(必ず会員本人が記入してください)								
平日9時～17時30分の間で連絡の取れる時間帯、電話番号	時間帯						:	~	:
	電話番号						-	-	
メールアドレス	@								

○申請書の提出期限は令和5年1月10日(必着)です。

○以下の項目を確認し、チェック欄にレ点を記入した上で、提出願います。

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	会員番号の8桁(事業所番号5桁、個人番号3桁)を記入しました。
<input type="checkbox"/>	会員氏名は、会員本人が記入しました(押印不要)。
<input type="checkbox"/>	内容欄の a、b、支払額の欄を記入しました。
<input type="checkbox"/>	補助金の対象となる支払いは会員本人が行いました。
<input type="checkbox"/>	日付、支払った内容が確認できるレシート又は領収書(宛名が記入されている場合は、会員本人宛に限ります)を用意しました。 ※内容が明記されていないレシートに関しては、余白に自分で内容を明記してください。
<input type="checkbox"/>	領収書、レシート日付は、令和4年7月1日～令和4年12月31日の期間内です。
<input type="checkbox"/>	領収書、レシートは1枚です。(合算不可)
<input type="checkbox"/>	補助対象は、1枚のレシートで、支払額が1,000円以上(税込)のものです。
<input type="checkbox"/>	この用紙の裏面の領収書等貼付欄に、領収書又はレシートの原本を糊で貼付しました。

私は、自己啓発等に係る経費を支払いましたので、公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター自己啓発等補助事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の補助金を申請します。

○補助金申請の対象については、裏面の表をご確認ください。

内容	支払額
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">a</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">b</div> </div> のための の支払い a 講座名、ジャンル等具体的な名称をご記入ください。 b 商品名などをご記入ください。 <small>例) ゴルフスクールのための受講料の支払い、パン作りのオンライン講座のための材料費の支払い 油絵を描くためのキャンバス代の支払い、エクセルの勉強のための書籍代の支払い、ランニングのためのシューズ代の支払いなど</small>	円

○補助金額は1,000円です。

○補助期間中当財団に入会していること

(例: 8月入会の方は8月1日～12月31日支払い分、10月末退会の方は7月1日～10月31日に支払ったもの)。

○支払日と支払い内容が明記された、領収書又はレシートの原本を裏面の貼付欄に貼付して下さい。

点検者	入力者	備考	受付印
			<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>

【領収書等貼付欄】

補助金対象一覧表

：会員本人の自己啓発又は趣味のための教材費、用具の購入等経費

	対象となるもの(代表的なもの)
各種カルチャー教室、講座、通信講座、習い事、資格取得	受講料、月謝、スポーツクラブの会費、各種資格（公的、民間問わず。英検、漢検含む）の受験費用（対面、オンライン、独学すべて可）
各種公演、セミナー、フォーラム、シンポジウムの参加経費	講演会、セミナー、フォーラム（公開討論会等）、シンポジウム（研究発表会、討論会）の参加費、チケット代（対面形式、オンラインどちらも可）
映画、コンサート、演劇、美術鑑賞、スポーツ観戦	映画、コンサート、演劇、美術館、博物館等の鑑賞経費、ディナーショー
スポーツ	バット、グローブ、ボール類、ラケット、ゴーグル、シューズ、スパイク、ダンベル、トレーニングマット、バンド ユニフォーム、ベルト、サングラス、ウェア、ソックス、キャップ、バック
絵画	パレット、筆、用紙、鉛筆、絵具
書道、茶道、華道	書道具、茶道具、いけばなの道具
料理、お菓子教室	料理、お菓子教室の材料費、調理器具
文学、語学、実用ビジネス	テキスト代
音楽分野	楽器、楽譜、五線紙
ダンス、舞踏	衣装、ユニフォーム、用具、シューズ
釣り	釣り竿、リール
アウトドア、キャンプ	テント、タープ、ランタン、寝袋、登山杖、ピッケル、ランタン、携帯食品
写真	カメラ、レンズ、三脚、フィルター、スピードライト、メモリーカード
工芸・手芸	制作する際に使用する道具、金属、木、紙、生地、糸、皮革などの材料
園芸用品、フラワーアレンジメント	ハサミ、植木鉢、容器、苗、種、切り花、土、肥料
DIY	ドリル、ドライバーなどの工具、釘、ネジ、木材
占い	タロットカードなどの占用カード、方位盤
図書、CD、DVD、パソコンソフト等の購入経費	図書、音楽、映像、パソコンソフト

領収書等貼付欄

(2枚以上の合計では申請できません。はがれないように貼り付けてください。)

※一会員1回申請できます。

※補助の対象となるものについては、上記をご確認ください。

※日用品、防災用品として使用する衣料品、用具、食品、本人以外の使用目的のもの（家族向けや友人等へ贈答品）は**対象外**です。

※申請の内容によっては、補助対象とならない場合があります。

※ポイントを使用して購入した場合は、ポイント分を差し引いた代金（実際の支払額）が対象です。（ポイント=値引き）

※一度提出された申請書と領収書又はレシートは返却しません。

※補助金は、事業所の登録口座へ振り込みます。

※申請書の提出期限は、令和5年1月10日（必着）です。
期限間近はお支払いが遅れる場合もありますのでお早めに申請してください。